

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称	平成 26 年度 政策経営会議（第 10 回）	
事務局(担当課)	政策経営部企画課	
開催日時	平成 26 年 9 月 5 日（金） 午後 5 時 10 分～5 時 40 分	
開催場所	区長応接室	
議題	1. 勤労福祉会館大規模改修及び設置目的の変更（追加）等について	
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項につ いて審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・ 企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	文化商工部長、生活産業課長、文化デザイン課長、区民活動推進課長、 施設課長、施設計画課長
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1：勤労福祉会館大規模改修及び設置目的の変更（追加）等について

(1) 案件の説明

勤労福祉会館は平成 28 年に大規模改修を計画しており、施設の設置目的の見直しや区関係団体の新たな入居も予定している。このため、本年 11 月からの設計に向け、基本的な事項について決定したい。まず、改修後の設置目的について、「勤労者の文化教養及び福祉の向上」に加え、生活産業プラザが担う「中小企業の振興」を追加することとし、これに伴い勤労福祉会館の名称についても見直したい。改修後に入居する施設については、区事務室では区民ひろば西池袋、男女平等推進センター、郷土資料館のほか新たに区民活動センターを配置する。区関係団体としては、現在の池袋西口商店街連合会、池袋西地区開発委員会、NPO法人ゼファー池袋まちづくりは現状維持とし、新たに豊島産業協会、豊島商店街連合会、豊島観光協会、東京城北勤労者サービスセンターを入居させることとしたい。

(2) 主な意見と質疑

副区長：予算措置はどうなっているのか。

説明者：設計費を本年度の当初予算に計上している。

副区長：債務負担行為は来年度か。

説明者：そのとおりである。

副区長：休館中の代替施設はどうなっているのか。

説明者：生活産業プラザ、区民センターを使用していただく。地域文化創造館などもご案内する。

区 長：会議室の数は少なくなるのか。

説明者：勤労福祉会館だけで考えると貸室面積は少し狭くなる。

説明者：新区民センターと生活産業プラザの改修が済めばトータルでは増えるが、出来上がるまでそうなる。

区 長：団体事務室が入るのであれば会議室が少ないと困るのではないか。

説明者：少なくなるといっても 1 千㎡ほどはあるので、著しく減るということではない。

区 長：関係団体には説明を行なっているのか。

説明者：説明はしている。

区 長：区民ひろばは 1 階になくて大丈夫か。

説明者：エレベーターが使用できる。運営協議会にも説明した。現在のように 1 階と 2 階に分かれているよりも、ワンフロアで交流ができたほうがよいという話もいただいた。

区 長：1 階の区民ひろばの後利用は。

説明者：指定管理者の事務室を配置する。

教育長：区民センターや生活産業プラザの改修に加え勤労福祉会館もとなると、利用者団体からは代替施設に対する心配がでてくると思う。それに対して総合的に対応できるような案を伴って公表していかないと混乱を招く心配がある。また、工事費に係る予算の出し方については建設事情もあると思うが、一定の根拠を持っておもてに出していく必要がある。

区 長：当初予定した工事費から変わっているのか。

説明者：本件は改修工事である。今大きく上昇しているのは新築工事であり、躯体工事が無いの

でそれほど変わっていない。

区 長：施設の名称については、分かりやすく、親しみのある良いものを考えて欲しい。

副区長：条例上の名称と通称名は分けてもよい。募集してはどうか。

副区長：法人連携といった話についても、将来的な展開として今後考えていかなければならないと思う。

委 員：施設に団体を入居させる基準は整理したのか。

説明者：施設管理部と協議して、それぞれの団体にどういった理由で使用許可を出しているか、貸付基準について整理をした。

委 員：許可にあたっては、財産を管理している部局において団体の性格や活動等を勘案して判断することになる。

区 長：使用許可基準の要綱化についても検討してみてもどうか。

副区長：この件はよろしいか。

区 長：結構である。

(3) 結論

勤労福祉会館大規模改修後の施設の設置目的の見直しや区及び関係団体の入居等について決定する。

会議の結果	1. 勤労福祉会館大規模改修及び設置目的の変更（追加）等について ⇒決定
-------	---

提出された資料等	1. 勤労福祉会館大規模改修及び設置目的の変更（追加）等について
----------	----------------------------------